

平成31年 2月21日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

東北電力株式会社
執行役員 原子力本部
原子力部長 金澤 定男

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

弊社より平成30年10月26日付けで届け出ました「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」につきまして、日本原子力発電株式会社の本店移転に伴い、平成31年2月25日から主たる事務所の所在地が変更となります。

本件は、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付のとおり読み替えにより運用することと致しますのでご連絡させていただきます。

以上

添 付

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

添付

女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画について下記のとおり読み替えを行う。

現 行		読 み 替 え 後		理 由
<p>別表6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。</p> <p>－ 中 略 －</p>		<p>別表6 原子力防災組織業務の一部を委託するもの</p> <p>防災業務計画等命令第2条第4項に基づき、原子力防災組織の業務の一部を委託する法人の名称、主たる事務所の所在地、業務の範囲および実施方法は以下のとおり。</p> <p>－ 中 略 －</p>		<p>日本原子力発電株式会社の本店移転に伴う読み替え</p>
法人の名称	日本原子力発電株式会社	法人の名称	日本原子力発電株式会社	
主たる事務所の所在地	<u>東京都千代田区神田美土代町1番地1</u>	主たる事務所の所在地	<u>東京都台東区上野五丁目2番1号</u>	
業務の範囲および実施方法	<p>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた瓦礫の撤去作業等による、アクセスルート確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	業務の範囲および実施方法	<p>美浜原子力緊急事態支援センター（福井県三方郡美浜町久々子38号36）が以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援組織要員の派遣 ・ 遠隔操作機器を用いた放射線量測定等による環境情報収集の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた瓦礫の撤去作業等による、アクセスルート確保の支援 ・ 遠隔操作機器を用いた除染作業の支援 	